

防府市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、防府市（以下「市」という。）が交付する浄化槽設置整備事業に係る補助金について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定するし尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であって、同法第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

(2) 単独処理浄化槽 法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定するし尿のみを処理するみなし浄化槽をいう。

(3) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡及び少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取って処分する方式の便槽を含む。）をいう。

(4) 専用住宅 自己の居住を目的とした住宅（小規模な店舗その他これに類するものを併設した住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供している建物、以下「併用住宅」という。）を含む。）をいう。

(5) 転換 単独処理浄化槽又は、くみ取り便槽を使用している既存専用住宅において、建物の一部又は全部を残し、増築、改築等をする場合に、当該住宅の単独処理浄化槽又は、くみ取り便槽を撤去し、浄化槽を設置することをいう。

(補助対象地域)

第2条の2 補助対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、次の各号に掲げる区域以外の区域とする。

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定による公共下水道の事業計画に定めた予定処理区域

(2) 漁業集落排水事業処理区域

(3) (1)の予定処理区域外であるが、事業計画区域外流入で汚水を処理している区域

(4) 開発団地で汚水を集中合併処理施設で処理している区域

(5) その他、防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する区域

（補助対象施設）

第2条の3 補助対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、補助対象地域において専用住宅に設置する処理対象人員10人以下の浄化槽で、この事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）に適合するものであること。

（補助金の交付）

第3条 市は、補助対象地域において補助対象施設を設置しようとする者で、過去に当該補助金を交付されていない場合に限り、予算の範囲内でこれを交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者

(2) 工事完了後、補助対象施設を設置した住宅に自己が居住しない者

(3) 補助事業の当該年度内に浄化槽の設置工事を完了し、審査を受けることができない者

(4) 専用住宅を借地して建築している者で、賃貸人の承諾が得られない者

(5) 販売又は賃貸の目的で浄化槽付住宅を建築する者、あるいは販売又は賃貸の目的で既存住宅に浄化槽を設置する者

(6) 転換としない浄化槽を更新する者

(7) 市町村税を滞納している者

（補助金額）

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用のうち別表1の人槽区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の補助限度額の欄に定める額とする。

2 清流保全条例指定地域（防府市佐波川清流保全条例（平成13年防府市条例第15号）第2条で定める佐波川水系に生活排水が流入する区域をいう。）

における補助金の額は、前項の規定にかかわらず、浄化槽の設置に要する費用のうち別表２の人槽区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の補助限度額の欄に定める額とする。

（補助金交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽の設置工事に着手する前に補助金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- （１） 浄化槽設置届出書及び受理書の写し又は建築確認通知書及びし尿浄化槽調書の写し
- （２） 設置場所の位置図
- （３） 専用住宅であることの確約書（第１０号様式）
- （４） 専用住宅を借地して建築している者は、賃貸人の承諾書（第１１号様式） ※親子等で関係を証明できる場合は不要。
- （５） 浄化槽工事業者との工事請負契約書及び見積書の写し
- （６） 排水設備計画平面図及び配管図
- （７） 登録証の写し及び登録浄化槽管理票（Ｃ票）、浄化槽の構造図
- （８） 転換の場合は、固定資産税課税台帳登録事項証明書（評価証明書）又は固定資産税・都市計画税納税通知書等で、土地・建物の所有者を確認することができるものの写し
- （９） 市町村税を滞納していないことを証する証明書（申請書提出の３ヶ月以内に発行されたもの）

なお、当該証明書が防府市発行のものでない場合は、市税納付状況調査同意書（第１２号様式）も添付のこと。

- （１０） 浄化槽の適切な維持管理に関する誓約書（第９様式）
- （１１） 工事監督を行うものの資格（浄化槽設備士免状等）の写し

※昭和６２年度以前に浄化槽設備士免状の交付を受けた者は、浄化槽設備士を対象とする特別講習制度に基づき開催された講習の修了証の写し

- （１２） 浄化槽プレキャスト底板を使用する場合は、図面及び仕様書（底板図面、設計計算書、強度計算書等）
- （１３） その他管理者が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第６条 管理者は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに

その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 管理者は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付決定通知書（第2号様式）又は補助金不交付通知書（第3号様式）によりその旨を申請者に通知する。
- 3 管理者は、補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。

（事業の着手）

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前条第2項の補助金交付決定通知書を受け取ったのち、補助事業に着手する。

（変更承認申請書等）

第8条 補助対象者は、第6条第2項の規定による補助金交付決定通知を受けたのち、事業の期間等、申請内容を変更しようとする場合又は事業の遂行困難等で補助事業を廃止しようとする場合は、速やかに変更承認申請書（第4号様式）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の変更承認申請書の承認をする場合は、変更承認通知書（第5号様式）により申請者に通知する。又、事業廃止の場合は、第13条第1項第4号の規定により、補助金交付決定の取り消しを、補助金交付取消通知書（第13号様式）により、合わせ通知する。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書（第6号様式）に次の書類を添付して管理者に提出し、当該年度内に審査を受けなければならない。

（1） 山口県浄化槽協会発行の浄化槽法定検査手数料領収証の写し等、法第7条及び第11条に規定する法定検査に係る費用を納入済であることを証明することができるもの

（2） 浄化槽の設置工事が適正に行われたことが明らかとなる着工前及び完了までの各工程の一連の工事写真

（3） 浄化槽設備士が施工状況を検査確認した浄化槽施工チェックリスト

（4） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する書類）

- (5) 排水設備完成平面図及び配管図
 - (6) 世帯全員の住所変更後の住民票
 - (7) その他管理者が必要と認める書類
- (施工現場での確認)

第10条 管理者は、補助事業を適正に執行するため、必要に応じ浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(補助金の額の確定)

第11条 管理者は、第9条の規定により提出された実績報告書を速やかに審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第7号様式）により補助対象者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第12条 補助対象者は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（第8号様式）により、補助金を請求する。

2 管理者は、前項の請求書に基づき補助対象者に補助金を交付する。

(補助金交付の取り消し)

第13条 管理者は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を第11条の規定による補助金の額の確定通知後においてもこれを取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) この要綱に違反したとき
- (4) 事業の廃止を承認したとき
- (5) その他、管理者が補助することが適当でないと認めたとき

2 管理者は、補助金の交付決定を取り消すときは、補助金交付決定取消通知書（第13号様式）により補助対象者に通知する。

(補助金の返還)

第14条 管理者は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（第14号様式）により、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、防府市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年4月1日制定）の規定によりなされた手続きについては、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

人 槽 区 分	補 助 限 度 額
5 人 槽	3 3 2, 0 0 0 円
7 人 槽	4 1 4, 0 0 0 円
10 人 槽	5 4 8, 0 0 0 円

別表 2

人 槽 区 分	補 助 限 度 額
5 人 槽	3 8 2, 0 0 0 円
7 人 槽	4 6 4, 0 0 0 円
10 人 槽	5 9 8, 0 0 0 円

第 1 号様式

補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電 話

年度において、浄化槽を設置したいので、防府市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

1 設 置 場 所	防府市		
2 浄 化 槽 区 分	5 人 槽 ・ 7 人 槽 ・ 1 0 人 槽		
3 物 件 所 有 者	土地	建物	
4 着 工 予 定 年 月 日	年 月 日		
5 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日		
6 浄化槽工事業者名	住所 氏名 電話 ()		
7 浄化槽設備士氏名	(設備士免状番号第 号)		

備考 (添付書類)

- 1 浄化槽設置届出書及び受理書の写し又は建築確認通知書及びし尿浄化槽調書の写し
- 2 設置場所の位置図
- 3 専用住宅であることの確約書 (第 1 0 号様式)
- 4 専用住宅を借地して建築している者は、賃貸人の承諾書 (第 1 1 号様式)
- 5 浄化槽工事業者との工事請負契約書及び見積書の写し
- 6 排水設備計画平面図及び配管図
- 7 登録証の写し及び登録浄化槽管理票 (C 票)、浄化槽の構造図
- 8 転換の場合は、固定資産税課税台帳登録事項証明書 (評価証明書) 又は固定資産税・都市計画税納税通知書等で、土地・建物の所有者を確認することができるものの写し
- 9 市町村税を滞納していないことを証する証明書 (申請書提出の 3 ヶ月以内に発行されたもの) なお、当該証明書が防府市発行のものでない場合は、市税納付状況調査同意書 (第 1 2 号様式) も添付のこと。
- 10 浄化槽の適切な維持管理に関する誓約書 (第 9 号様式)
- 11 工事監督を行う者の資格 (浄化槽設備士免状等) の写し等
- 12 浄化槽プレキャスト底板を使用する場合は、図面及び仕様書 (底板図面、設計計算書、強度計算書等)
- 13 その他管理者が必要と認める書類

第2号様式

補助金交付決定通知書

第() - 号
年 月 日

様

防府市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金
については、下記により交付します。

記

I 交付予定額 金 円

II 交付条件等

1 補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了してください。

2 承認事項等

補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の承認を受けてください。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を廃止しようとするとき。

3 状況報告

補助対象者は、補助事業の遂行の状況に関し、管理者の要求があったときには、直ちに市に報告してください。

4 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書（第6号様式）を提出し、当該年度内に審査を受けてください。

5 補助金の確定

管理者は、4の規定により提出された実績報告書を速やかに審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し通知します。

6 補助金の請求

補助対象者は、5の規定による補助金の額の確定後、補助金交付請求書（第8号様式）により補助金を請求してください。

7 住所変更

申請時住所と浄化槽設置場所が異なる場合は、当該住宅（転換を含む）の工事完了後、速やかに当該地へ住所変更をしてください。 4 実績報告には、世帯全員の住所変更後の住民票が必要になります。

8 補助金交付の取消し

防府市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことがあります。

第3号様式

補助金不交付通知書

第（ ）－ 号
年 月 日

様

防府市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった浄化槽設置整備事業補助金
については、下記の理由により不交付とします。

記

（理 由）

第4号様式

変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

補助対象者 住 所
フリガナ
氏 名
電 話

年 月 日付け、第() - 号で補助金
交付決定を受けた浄化槽設置整備事業について、申請内容を下記のとおり変更
したいので、承認願います。

記

1 補助金申請内容の変更

2 補助事業の廃止

(理由)

第5号様式

変 更 承 認 通 知 書

第（ ）－ 号
年 月 日

様

防府市上下水道事業管理者 印

年 月 日 付けで申請のあった浄化槽設置整備事業の変更
については、下記のとおり承認します。

記

1 変更の内容

第6号様式

実 績 報 告 書

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

補助対象者
住 所
フリガナ
氏 名
電 話

年 月 日付け、第() ー 号で交付
決定の通知を受けた浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり報告し
ます。

記

1 設 置 場 所 防府市_____

2 事業完了年月日 年 月 日

備考(添付書類)

- 1 山口県浄化槽協会発行の浄化槽法定検査手数料領収証の写し等
- 2 浄化槽の設置工事が適正に行われたことが明らかとなる着工前及び完了ま
での各工程の一連の工事写真
- 3 浄化槽設備士が施工状況を検査確認した浄化槽施工チェックリスト
- 4 浄化槽維持管理等の委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保
守点検又は清掃を行う場合にあっては自ら行うことができることを証明する
書類)
- 5 排水設備完成平面図及び配管図
- 6 世帯全員の住所変更後の住民票
- 7 その他管理者が必要と認める書類

第7号様式

補助金交付額確定通知書

第（ ）－ 号
年 月 日

様

防府市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで報告のあった浄化槽設置整備事業補助金
については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

金

円

第 8 号様式

補 助 金 交 付 請 求 書

請求金額

--	--	--	--	--	--

円

但し、 年 月 日付け、 第（ ）－ 号により額の確定があった浄化槽設置整備事業補助金を、上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先）防府市上下水道事業管理者

補助対象者 住 所

氏 名

振 込 先 金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・労働金庫・農協・信用組合						
	支店・支所・出張所						
口座番号・種別							1:普通 2:当座
口 座 名 義 (カタカナで記入)							

＊口座名義が補助対象者と異なる場合は、別途委任状が必要となります。

第9号様式

浄化槽の適切な維持管理に関する誓約書

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

電 話

浄化槽の設置に係る補助金申請に当たり、防府市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第2条(1)に掲げる当初の機能を常に良好な状態に保持し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽法第8条の保守点検及び第9条の清掃等を行うとともに、第7条の水質検査及び第11条の定期検査等の法定検査を受検することを誓約します。

防府市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 (抜粋)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法第2条第1号に規定するし尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であつて、同法第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

浄化槽法 (抜粋)

(設置後等の水質検査)

第7条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、都道府県知事が第57条第1項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

(定期検査)

第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

第 1 0 号様式

確 約 書

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

電 話

今回、防府市浄化槽設置整備事業補助金交付事業において補助金を申請する
防府市 _____ の建築物は専用住宅であり、賃貸
住宅及び宿舎等の他の用途で使しないことを確約します。

※専用住宅とは、自己の居住を目的とした住宅（小規模な店舗その他これに
類するものを併設した住宅（延べ床面積の 2 分の 1 以上を住居の用に供し
ている建物）を含む。）をいう。

承 諾 書

私の所有する下記の土地にある賃借人所有の専用住宅のための浄化槽を、
賃借人の負担により設置することについて承諾します。

記

土地の所在	備 考
防府市	

年 月 日

浄化槽設置者（賃借人）

様

土地所有者（賃貸人） 住所

氏名

(自署)

電話

第 1 2 号様式

市税納付状況調査同意書

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

申請者 住 所 _____
フリガナ
氏 名 _____
生年月日 _____
電話番号 _____

年度防府市浄化槽設置整備事業補助金の交付申請にあたり、
私に係る防府市税の納付状況について、防府市上下水道局が調査することに同意します。

第 1 3 号様式

補 助 金 交 付 取 消 通 知 書

第 () ー 号
年 月 日

様

防府市上下水道事業管理者 印

年 月 日付け 第 () ー 号で補助金
交付決定を通知した浄化槽設置整備事業補助金については、防府市浄化槽設置
整備事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり交付決定を取り
消したので通知します。

記

補助金の交付決定額	¥
補助金の交付決定取消額	¥
理由：	
以上	

第 1 4 号様式

補 助 金 返 還 命 令 書

第 () 一 号
年 月 日

申請者 住所

氏名

防府市上下水道事業管理者 印

防府市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

返還すべき金額	¥
補助金の名称	年度 防府市浄化槽設置整備事業補助金
補助金の交付決定通知額	¥
返還理由	
返還方法	一括返還
返還期限	年 月 日
補助金の既交付額	年 月 日 交付決定通知 年 月 日 交付確定通知 ¥
補助金の交付確定額	¥

委 任 状

私は、下記受任者に、令和 年 月 日付け、 指令防水下浄
第（ ）－ 号により額の確定があった浄化槽設置整備事業補助金の
受領に関する権限を委任します。

年 月 日

(宛先) 防府市上下水道事業管理者

補助対象者（委任者）	住所	
	氏名	印
受任者	住所	
	氏名	印